

別府市おためし移住施設事業実施要綱

制定 平成29年12月18日

別府市告示第395号

改正 平成31年2月28日

別府市告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、別府市おためし移住施設の利用に関し必要な事項を定めることにより、本市への移住の推進を図り、もって本市への人口の流入を促すことを目的とする。

(別府市おためし移住施設)

第2条 別府市おためし移住施設は、移住検討者に対し、本市の風土及び本市での日常生活を体感するために居住する施設として、一時的に利用させるものとする。

2 別府市おためし移住施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(移住検討者)

第3条 移住検討者は、次に掲げる者とする。

(1) 他の市町村に住民票を有し、当該他の市町村から本市への移住を検討している者

(2) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、別府市おためし移住施設を利用できないこととする。

(利用申込み)

第4条 別府市おためし移住施設を利用しようとする移住検討者は、別府市おためし移住施設利用申込書（様式第1号）に次に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証の写し

(2) 健康保険の被保険者証の写し

(3) その他申込みに係る移住検討者が本人であることを確認できる書類

(利用承諾)

第5条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、別府市おためし移住施設の利用を承諾したときは、当該申込みをした移住検討者に対し、別府市おためし移住施設利用承諾書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用の変更)

第6条 前条の規定により承諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該承諾を受けた内容を変更しようとするときは、別府市おためし移住施設利用申込書を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

(利用期間)

第7条 別府市おためし移住施設を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、3泊以上12泊以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(宿泊料等)

第8条 別府市おためし移住施設の宿泊料は、別表第2のとおりとする。

2 宿泊料には、電気、ガス、水道及び下水道の利用料に相当する部分並びに受信料（日本放送協会に対して支払う受信料のうち地上契約に係るものに限る。）を含むものとする。

3 別府市おためし移住施設の利用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及び別府市おためし移住施設に備付けの器具以外の器具に要する費用は、利用者の負担とする。

4 利用者は、宿泊料を前納しなければならない。

5 既に納付された宿泊料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由により別府市おためし移住施設を利用することができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、別府市おためし移住施設の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 第三者に対し、別府市おためし移住施設を転貸し、若しくは利用させないこと。
- (3) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (4) 別府市おためし移住施設（備付けの設備及び器具を含む。第14条において同じ。）を適切に取り扱うこと。
- (5) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (6) 清掃を適宜行うこと。
- (7) ごみを適切に処理すること。
- (8) 別府市おためし移住施設に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。
- (9) 別府市おためし移住施設の増築若しくは改築又は模様替をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、別府市おためし移住施設を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

（禁止行為）

第10条 利用者は、別府市おためし移住施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業活動又は営業活動
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、別府市おためし移住施設の利用にふさわしくない行為

（利用承諾の解除）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承諾を解除することができる。

- (1) 宿泊料をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 前2条の規定に違反したとき。
- (3) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき又は利用承諾が解除されたときは、直ちに、別府市おためし移住施設を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、当該別府市おためし移住施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、利用者が第1項後段の規定による原状回復を行わないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第13条 市長は、別府市おためし移住施設の防火、構造の保全その他管理のため特に必要があると認めるときは、その職員をして当該別府市おためし移住施設に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、別府市おためし移住施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は備品等を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 別府市おためし移住施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、別府市おためし移住施設で発生した事故に対しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(規定外事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、別府市おためし移住施設の利用

に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
フロムーン別府ハウス	別府市楠町389番1
田の湯ベース	別府市田の湯町1979番5

別表第2（第8条関係）

宿泊料
1泊5,000円（税抜き）